

大崎地方合併協議会

第1回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会

日時 平成17年7月28日(木)午後6時30分

場所 宮城県古川合同庁舎1階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出について …………… 1ページ
- 6 協議事項
 - (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会設置要綱(案)について …………… 2・3ページ
 - (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制について …………… 4ページ
 - (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会スケジュール(案)について …………… 5ページ
 - (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について …… 6～13ページ
 - (5) 介護保険法改正の概要について …… 14～15ページ
 - (6) 日常生活圏域の設定について …… 16～19ページ
 - (7) 人口推計について …… 20～24ページ
 - (8) 介護給付費の現状について …… 25～27ページ
 - (9) 次回会議の開催について
 - (10) その他
- 7 閉会あいさつ
- 8 閉会

5 委員長及び副委員長の選出について

大崎地方合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定により、次のとおり委員長及び副委員長を互選により選出する。

	氏 名	市 町 名 (役職名)	備 考
委員長			
副委員長			
副委員長			

6 協議事項

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画策定小委員会設置要綱(案)につ
いて
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画策定小委員会策定体制について
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画策定小委員会スケジュール(案)
について

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会設置要綱(案)について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会設置要綱(案)

1 設置

合併後の新市における高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、大崎地方合併協議会(以下「協議会」という。)規約第 11 条並びに大崎地方合併協議会小委員会規程(以下「規程」という。)に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

2 組織

- (1) 小委員会委員は、規程第 3 条により、協議会委員及び委員以外の学識経験者から会長が指名する。
- (2) 小委員会の委員は、37 名とし、別紙名簿のとおりとする。

3 検討内容

小委員会での検討内容は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 46 条の 18 及び老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者保健福祉計画の策定に関する事。
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に関する事。

4 検討期間

平成 17 年 7 月 28 日から新市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が協議会において承認されるまでの期間とする。

5 報告

委員長は、規程第 8 条に基づき、協議の結果を報告書にまとめ、直近の協議会に報告する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会委員名簿（案）

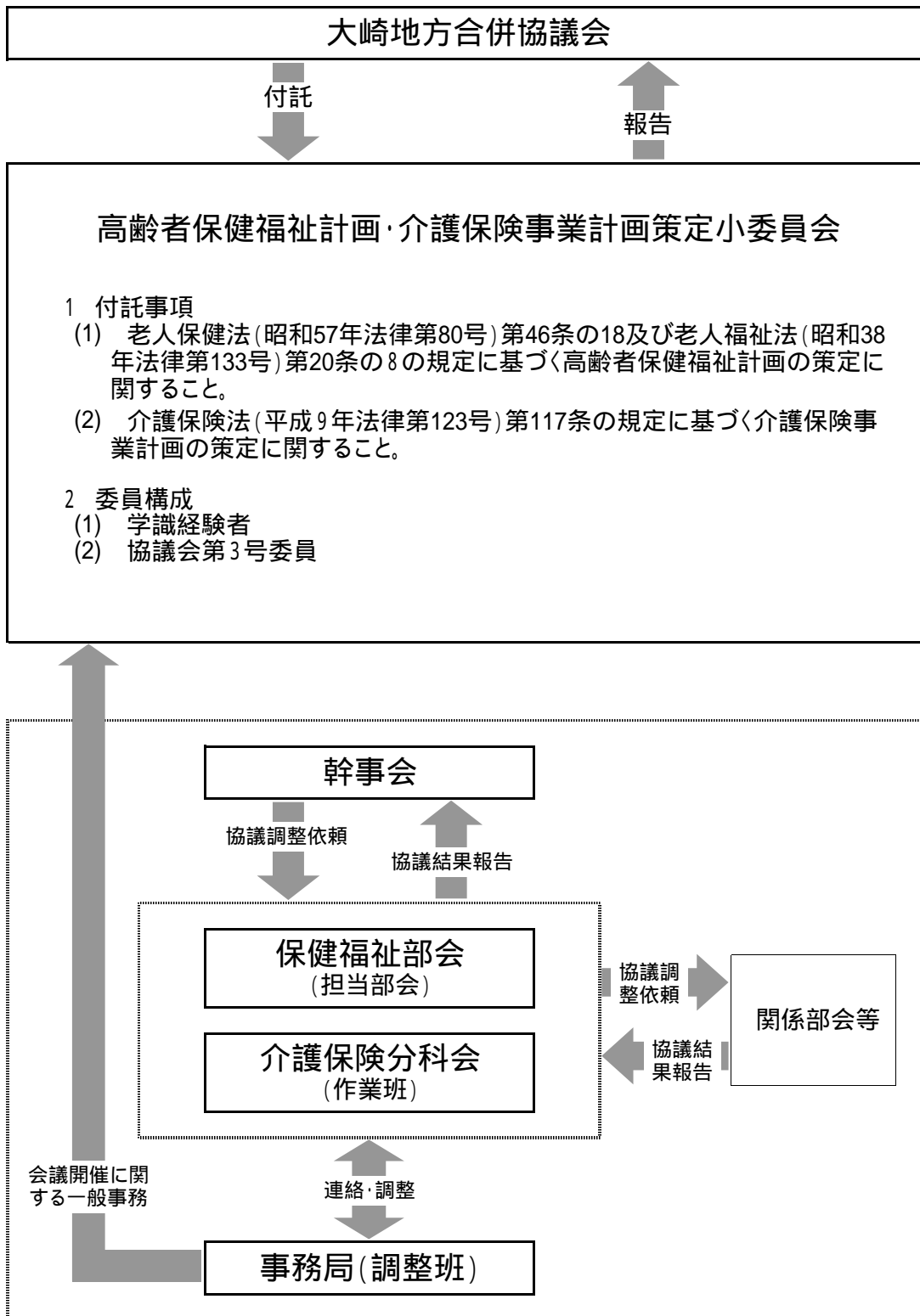
（敬称略）

委員区分	委員氏名	所属市町・役職等
学識経験者	西 郡 光 昭	放送大学客員教授
	佐 藤 昭 一	古川市議会議員
	只 埜 涉	松山町議会議員
	高 橋 憲 明	三本木町議会議員
	中 野 繁	鹿島台町議会議員
	笠 原 校 蔵	岩出山町議会議員
	中 鉢 和三郎	鳴子町議会議員
	菊 地 正 芳	田尻町議会議員
	浅 野 昭 一	古川市医師会理事
	遊 佐 幸 暁	玉造郡医師会理事
	天 野 克 彦	遠田郡医師会理事
	野 村 俊 彦	大崎歯科医師会専務理事
	佐々木 浩 司	大崎薬剤師会副会長
	尾 口 淳 子	松山町保健推進会会長
	岩 淵 仁 寿	三本木町健康づくり推進協議会副会長
	中 村 秀 子	鳴子町食生活改善推進員会副会長
	中 川 矩 雄	岩出山町民生児童委員協議会副会長
	菅 股 彰 信	古川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
	熊 谷 和 士	三本木町在宅介護支援センター運営協議会会長
	斉 藤 優 子	ケアプランニングおおさき所長
	関 文 郎	田尻福祉会施設長兼管理者
	栗 田 定 夫	宮城県敬風園総合施設長
	鹿 野 文 男	古川市被保険者
	櫻 井 睦 子	松山町被保険者
	及 川 みや子	三本木町被保険者
	戸 松 ヌ キ	鹿島台町被保険者
	石 森 時 江	岩出山町被保険者
	藤 田 謹 一	鳴子町被保険者
	蕪 木 隆 雄	田尻町被保険者
	岡 田 瑞 明	宮城県大崎保健福祉事務所地域保健福祉部次長
協議会第3号委員	米 城 夏 江	協議会委員（古川市住民代表）
	丸 一 男	協議会委員（松山町住民代表）
	寺 澤 道 子	協議会委員（三本木町住民代表）
	阿 部 雅 良	協議会委員（鹿島台町住民代表）
	佐 藤 技	協議会委員（岩出山町住民代表）
	吉 田 惇 一	協議会委員（鳴子町住民代表）
	石 澤 京 子	協議会委員（田尻町住民代表）

委員区分は、大崎地方合併協議会規約第7条第1項、大崎地方合併協議会小委員会規約第3条による。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制図(案)



(原案作成)

(基礎資料作成)

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会スケジュール(案)
について

1 小委員会スケジュール

日程	委員会	協議事項
平成17年7月	第1回小委員会	・当小委員会の役割や目的, 協議内容等について
		・介護保険法改正について
		・今後の小委員会スケジュールについて
平成17年9月	第2回小委員会	・計画案の構成について
平成17年12月	第3回小委員会	・計画原案について
平成18年2月	第4回小委員会	・計画原案の最終確認について
平成18年3月	第5回小委員会	・予備会

2 計画策定スケジュール

区 分	平成17年						平成18年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状分析(給付実績分析等)	■	■	■						
事業量推計		■	■	■	■	■			
計画案の構成作成		■	■	■	■	■			
計画原案の作成, 修正			■	■	■	■			
計画書作成(最終調整)						■	■	■	
印刷製本									■
小委員会による協議	第1回		第2回			第3回		第4回	第5回

6 協議事項

- (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画の概要について

(4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置づけ

改正介護保険法第 117 条第 1 項で、「市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。」とされている。

また、同条第 4 項において「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 18 第 1 項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。」とされていることから、計画は一体のものとして作成することになる。

2 基本的な考え方

21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。

施行後 5 年が経過しサービス利用は倍増するなど、介護保険制度が我が国の高齢期を支える制度として定着してきた。しかしながら、2015 年（平成 27 年）には以前の高齢者とは異なる社会状況のもと、現役世代を過ごしてきた第 1 次ベビーブーム世代が高齢者となることから、それら高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるため介護予防を推進するなど、高齢期若しくは保健福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎える。

更に、要介護高齢者の多くが認知症高齢者であり、その数は今後さらに増加すると見込まれることから、認知症高齢者に対応したケアの確立が急務である。

このような状況に対応し、今回の介護保険制度の見直しでは、2015 年（平成 27 年）の高齢者介護の姿を念頭においた長期的な目標を立て、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として制度全般の見直しが行われた。

（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（素案）より）

介護保険制度全般の見直しを受けて、平成 26 年度（第 5 期介護保険事業計画の最終年度）の目標に向けて、そこに至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして、第 3 期介護保険事業計画（以下「第 3 期事業計画」という。）を作成する必要がある。

現在の介護保険事業計画は、3 年ごとに 5 年を 1 期として定めることになっているが、保険料の財政均衡期間との整合性を考慮し、第 3 期事業計画以降は、3 年を 1 期として定めるものとする。

（平成 16 年 10 月 12 日、全国介護保険担当課長会議資料より）

3 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(素案)の概要

(1) 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ア 市町村介護保険事業計画の基本理念等
- イ 平成 26 年度目標値の設定
- ウ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制
- エ 要介護者等の実態の把握
- オ 日常生活圏域の設定
- カ 被保険者の現状
- キ 介護給付等対象サービスの現状
- ク 各年度における被保険者の状況の見込み
- ケ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- コ 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込み量の確保のための方策等
- サ 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- シ 予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ス 市町村特別給付に関する事項
- セ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- ソ 市町村介護保険事業計画の作成の時期
- タ 市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期
- チ 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価
- ツ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項

4 第2期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の見直しについて(厚生労働省老健局長通知)

(1) 老人保健福祉計画の作成に関する基本的事項(要約)

- ア 介護サービス基盤の整備
 - ・ 住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスの重点化
 - ・ 要介護高齢者等の多様な受け皿として、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所生活介護の基盤整備の推進
 - ・ 一人暮らしに不安を感じている高齢者、介護保険施設退所者等への生活支援及び軽度要介護者のためのケアハウスや生活支援ハウスの整備推進
 - ・ 高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)の整備や高齢者向け優良賃貸住宅等の普及等
- イ 介護サービスの質的向上
 - ・ 居宅サービスの担い手の質の向上
 - ・ 施設サービスにおける「身体拘束ゼロ作戦」の徹底
 - ・ ケアマネージャーの資質の向上

ウ 介護予防及び疾病予防の推進

- ・ 保健,福祉,医療の各種サービスを提供する機関連携と,利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保
- ・ 介護予防サービスの有効な提供のための課題分析の実施と適切なサービス提供計画の策定
- ・ 高齢者の疾病や要介護状態に陥る危険要因についての情報把握や評価,個々の高齢者に対する個別健康教育の計画的拡大

エ 痴呆高齢者支援対策の推進

- ・ 高齢者の閉じこもり防止と知的活動の促進
- ・ 脳卒中,動脈硬化の予防
- ・ 在宅介護支援センターの相談窓口の設置,家族会,ボランティア団体が行う相談活動の支援
- ・ 痴呆症の早期発見と適切な対応の促進

オ 高齢者を地域全体で支える地域生活支援(地域ケア)体制の整備

カ 高齢者の積極的な社会参加

現在,改正を検討中であるため,後日改正案が提示される予定です。

老人保健法(昭和57年法律第80号)

改正法	現行法
<p>(市町村老人保健計画) 第46条の18 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>6 (削除)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(市町村老人保健計画) 第46条の18 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画(以下「市町村老人保健計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村老人保健計画においては、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関し、機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標その他必要な事項の目標を定めるものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、市町村が前項の目標を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。</p> <p>4 市町村老人保健計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>6 市町村老人保健計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>7 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p>

老人福祉法(昭和38年法律第133号)

改正法	現行法
<p>(市町村老人福祉計画) 第20条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 市町村は、前項第1号の目標(老人居宅生活支援事業,老人デイサービスセンター,老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護,通所介護,短期入所生活介護,夜間対応型訪問介護,認知症対応型通所介護,小規模多機能型居宅介護,認知症対応型共同生活介護,地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護,介護予防通所介護,介護予防短期入所生活介護,介護予防認知症対応型通所介護,介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)を勘案しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(市町村老人福祉計画) 第20条の8 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標</p> <p>二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策</p> <p>三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項</p> <p>3 市町村は、前項第1号の目標(老人居宅生活支援事業,老人デイサービスセンター,老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護,通所介護,短期入所生活介護,痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。)を勘案しなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標(養護老人ホーム,軽費老人ホーム,老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。</p> <p>5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数,その障害の状況,その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p>

6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 (略)

9 (略)

6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

介護保険法(平成9年法律第123号)

改正法	現行法
<p>(市町村介護保険事業計画)</p> <p>第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策</p> <p>二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項</p> <p>五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(市町村介護保険事業計画)</p> <p>第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 <u>各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</u></p> <p>二 <u>前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</u></p> <p>三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項</p> <p>3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p>

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 協議事項

(5) 介護保険法改正の概要について

(5) 介護保険法改正の概要について

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

I 改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設

マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

- ・ 軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加

- ・ 軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

(1) 居住費・食費の見直し

介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。

(2) 低所得者に対する配慮

低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

- ・ 在宅と施設の利用者負担の公平性
- ・ 介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設

(例) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における i) 総合的な相談窓口機能、ii) 介護予防マネジメント、iii) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設

(3) 居住系サービスの充実

- ・ ケア付き居住施設の充実
- ・ 有料老人ホームの見直し

- ・ 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
- ・ 在宅支援の強化
- ・ 高齢者虐待への対応
- ・ 医療と介護との連携

4 サービスの質の確保・向上

(1) 情報開示の標準化

介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け

(2) 事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・ 指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・ 利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・ 実効ある事後規制ルール
- ・ ケアマネジメントの公平・公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

(1) 第1号保険料の見直し

① 設定方法の見直し

低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕

② 徴収方法の見直し

特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金へ拡大
特別徴収対象者の把握時期の複数回化

(2) 要介護認定の見直し

- ・ 申請代行、委託調査の見直し

(3) 市町村の保険者機能の強化

- ・ 都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化
- ・ 市町村長の事業所への調査権限の強化
- ・ 市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

- ・ 低所得者への配慮
- ・ 利用者の利便性の向上
- ・ 市町村の事務負担の軽減
- ・ より主体性を発揮した保険運営

6 被保険者・受給者の範囲（附則検討規定）

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

(1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更

(2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

II 施行期日 平成18年4月1日

〔7(1)の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5(1)②の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行〕

6 協議事項

(6) 日常生活圏域の設定について

(6) 日常生活圏域の設定について

1 日常生活圏域の設定について

第3期以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととしている。

日常生活圏域の設定については、以下の事項を総合的に勘案し、保険者ごとに定める。

- (1) 地理的条件
- (2) 人口
- (3) 交通事業その他社会的条件
- (4) 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等

2 日常生活圏域の設定事例

(平成16年11月10日、全国介護保険担当者会議資料「圏域設定等を試行的に行った市町の事例集」を基に作成)

	A 町	B 市	C 市
人口	14,580 人	113,794 人	620,551 人
高齢化率	27.3%	17.6%	13.2%
面積	203.84 平方 km	12.92 平方 km	90.41 平方 km
圏域数	3	3	18
圏域設定の考え方	地域の特徴で設定 なお、小学校区とも合致	生活形態(コミュニティ地域)に応じて設定	市で定める保健福祉圏域の小圏域(出張所・公民館単位)で設定

	D 市	E 市	F 市
人口	85,193 人	68,656 人	77,820 人
高齢化率	16.8%	17.9%	16.2%
面積	129.76 平方 km	76.97 平方 km	19.18 平方 km
圏域数	8	9	4
圏域設定の考え方	地域づくり活動の単位(公民館単位)を基本として、地域特性、地区間の交流などを考慮して設定	公民館の対象区域(概ね小学校区)で設定	地域密着型は中学校区、介護保険サービスは市全体を圏域として設定

	G 市	H 市	大崎市
人口	242,049 人	103,060 人	139,778 人 (平成16年10月1日現在)
高齢化率	21.9%	24.2%	22.3% (平成16年10月1日現在)
面積	248.32 平方 km	558.17 平方 km	795.30 平方 km (平成12年国勢調査)
圏域数	8	検討中	-
圏域設定の考え方	旧行政区単位を基本として、地形、人口、居住形態を考慮して設定	合併前の町村部は住民自治協議会の単位、市部は人口の集積等を考慮して設定	-

1市6町の人口等

市町名	人口	高齢者人口	高齢化率
古川市	74,158 人	13,408 人	18.08%
松山町	7,149 人	1,793 人	25.08%
三本木町	8,584 人	1,873 人	21.82%
鹿島台町	13,838 人	3,431 人	24.79%
岩出山町	13,894 人	4,240 人	30.52%
鳴子町	8,899 人	2,910 人	32.70%
田尻町	13,256 人	3,559 人	26.85%
計	139,778 人	31,214 人	22.33%

平成 16 年 10 月 1 日現在

1市6町境イメージ図



(6) 日常生活圏域の設定について

3 日常生活圏域の考え方

地域における住民の生活を支える基盤には、保健・福祉や医療関連の施設だけでなく、「住まい」や他の公共施設、交通網、さらには、こうした地域資源を繋ぐ人的なネットワークも重要な要素である。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして、機能することが重要となってくる。

したがって、今後の基盤整備においては、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要である。

そのため、第3期介護保険事業計画では、市町村内をいくつかに分けて「生活圏域」を定める必要があり、具体的な設定については、それぞれの市町村において、面積や人口だけでなく、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位などそれぞれの地域の特性を踏まえた様々な方法が考えられる。

計画においては、「生活圏域」ごとの各サービスの利用見込量を定めるとともに、地域密着型サービスのうち小規模な介護老人福祉施設、小規模な介護専用型特定施設、痴呆性高齢者グループホームについては、当該利用見込量を基に、「生活圏域」ごとの必要利用者定員総数を定めることが必要である。

(平成16年11月10日 全国介護保険担当課長会議資料より)

介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況

平成17年6月1日現在

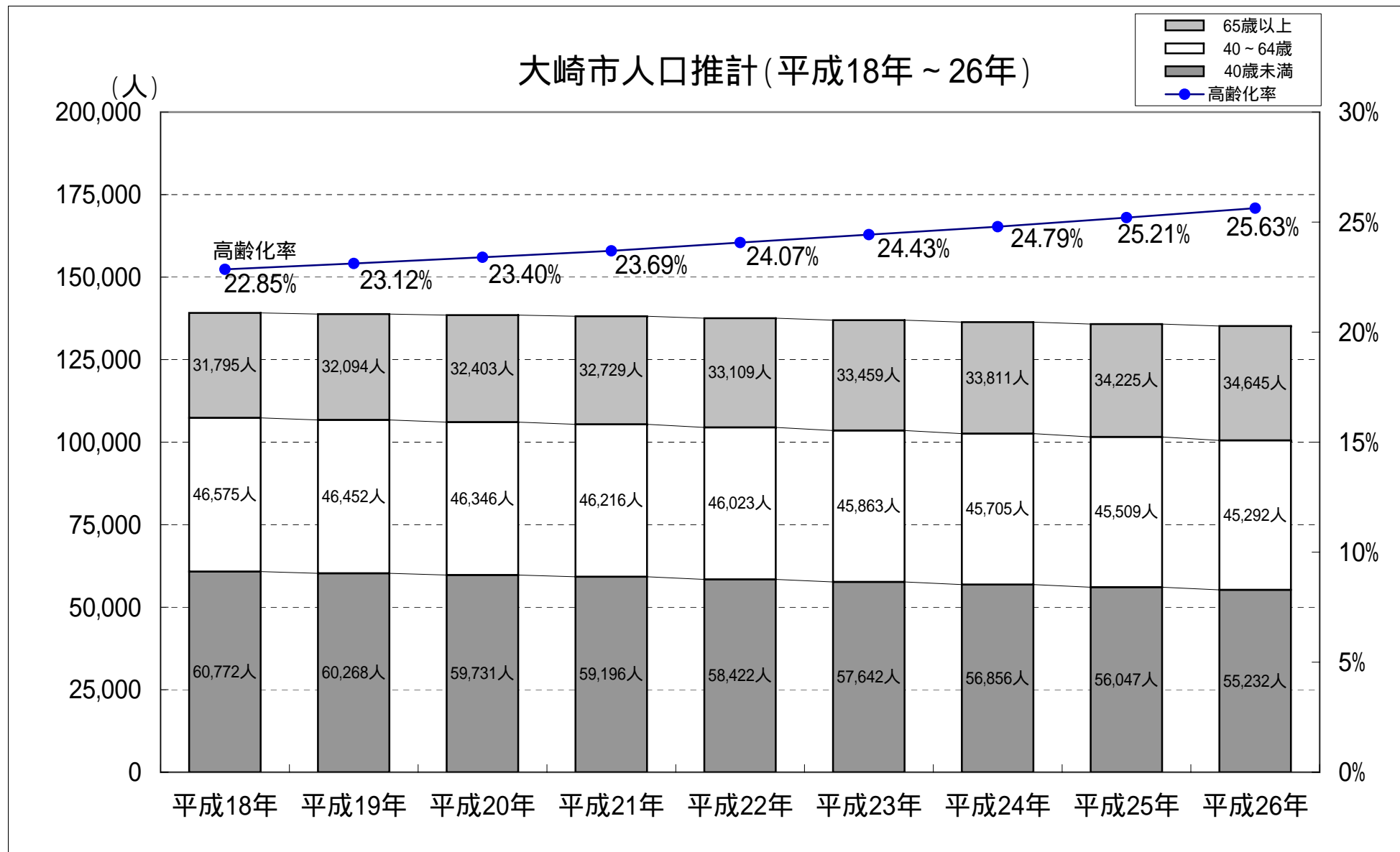
施設種類	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町
在宅介護支援センター	5 古川市在宅介護支援センター(基幹) 中央在宅介護支援センター(地域) 在宅介護支援センターおおさき(地域) 西部在宅介護支援センター(地域) 寿楽苑在宅介護支援センター(地域)	1 松山町在宅介護支援センター(基幹+地域)	1 三本木町在宅介護支援センター(基幹+地域)	1 鹿島台町在宅介護支援センター(基幹+地域)	1 岩出山町在宅介護支援センター(基幹+地域)	2 鳴子在宅介護支援センター(基幹+地域) 川渡在宅介護支援センター(地域)	1 田尻町在宅介護支援センター(基幹+地域)
訪問介護事業所	8 アースサポート アイリスケアセンター 岡本看護婦家政婦紹介所 まごころケアサポート結 タイショウケアサービス プロンプター甲斐 古川市社会福祉協議会 あったか訪問介護事業所	2 松山町社会福祉協議会 ヒューマンシティ松山	1 百才館	2 敬風園 JAみどりの	3 岩出山町社会福祉協議会 コムスン アサヒサンクリーン	2 ケアサービスなるこ 介護センターあおぞら	1 田尻福祉会
訪問入浴介護事業所	4 アースサポート まごころケアサポート結 古川市社会福祉協議会 四季のめくみ	-	1 百才館	1 鹿島台町社会福祉協議会	3 岩出山町社会福祉協議会 コムスン アサヒサンクリーン	1 ケアサービスなるこ	-
訪問看護事業所	3 こぶし訪問看護ステーション 古川市医師会訪問看護ステーション 小金町訪問看護ステーション	-	1 大崎訪問看護ステーション	1 大崎訪問看護ステーション	-	-	-
通所介護事業所	11 アイリスケアセンター 寿楽苑デイサービスセンター デイサービスセンターおおさき プロンプター甲斐 中央デイサービスセンター デイサービスセンター大宮 デイサービスセンター福寿館 古川南デイサービスセンター 西部デイサービスセンター デイサービスセンター笹森館 小規模多機能型活いきサポート	1 松山町社会福祉協議会	1 百才館	3 鹿島台町社会福祉協議会 敬風園 灯りの家	2 岩出山町社会福祉協議会 池月デイサービスセンターわぐわぐ	4 鳴子デイサービスセンター 川渡デイサービスセンター オニコウベ・デイサービスセンター 南原デイサービスセンター	2 田尻福祉会 やすらぎ荘
通所リハビリテーション	5 庭の里, リハビリパークあやめ 古川民主病院, アミスタ, さくら	1 ヒューマンシティ松山					1 田尻町国保診療所
施設種類	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町

短期入所生活介護	3	寿楽苑 大崎ホーム 楽々楽館		1	百才館	1	敬風園	1	岩出の郷	1	りんどう苑	1	かごぼうの里	
短期入所療養介護	5	庭の里, リハビリパークあやめ 古川民主病院 アミスタ, さくら	1	ヒューマンシティ松山	-	1	鹿島台町国保病院	1	岩出山町民病院	1	町立鳴子温泉病院			
認知症高齢者グループホーム	5	やすらぎ苑古川, 笹森の屋 ブロンプター甲斐, 都荘 あったかいご古川	1	コスモス	-	1	和楽路		-	1	ふかふか・はうす	2	ひだまり たじりの杜	
福祉用具貸与	7	アースサポート, 小田島アクティ アイリスケアセンター, バイタルネット アルプスビジネスクリエーション宮城 古川市社会福祉協議会 古川農業協同組合		-	-	2	敬風園 駒井運輸		-		-	1	太田家具店	
居宅介護支援事業所	19	古川民主病院, ケアプランニングおおさき 小金町訪問看護ステーション 古川市社会福祉協議会 寿楽苑ケアプランセンター アイリスケアセンター ブロンプター甲斐, 佐藤病院 古川中央接骨院, あらお接骨院 古川市社会福祉協議会西部 ケアプランニング愛, 古川市医師会 古川市社会福祉協議会古川南 アースサポート, 星陵 リハビリパークあやめ かがやき 古川市社会福祉協議会おおみや	2	松山町社会福祉協議会 ヒューマンシティ松山	2	百才館 大崎訪問看護ステーション	3	鹿島台町社会福祉協議会 敬風園 JAみどりの	3	岩出山町社会福祉協議会 コムスン アサヒサンクリーン	2	ケアサービスなるこ 川渡介護サービス	1	スキップケアプランセンター
介護老人福祉施設	2	大崎ホーム 寿楽苑		-	1	百才館	1	敬風園	1	岩出の郷	1	りんどう苑	1	かごぼうの里
介護老人保健施設	4	アミスタ, さくら 庭の里, リハビリパークあやめ	1	ヒューマンシティ松山	-		-		-		-		-	
介護療養型医療施設	1	古川民主病院		-	-	1	鹿島台町国保病院	1	岩出山町民病院	1	町立鳴子温泉病院		-	

6 協議事項

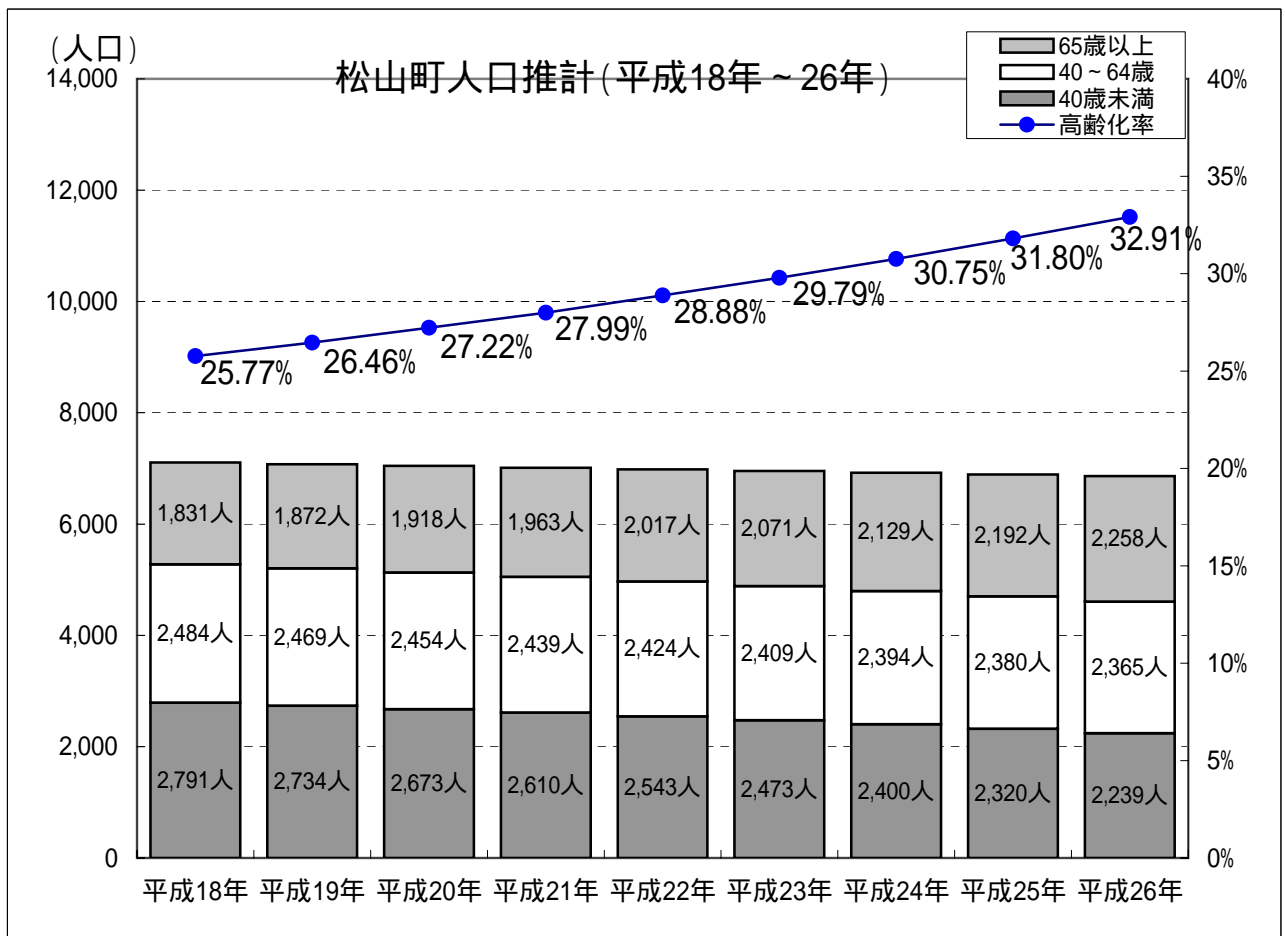
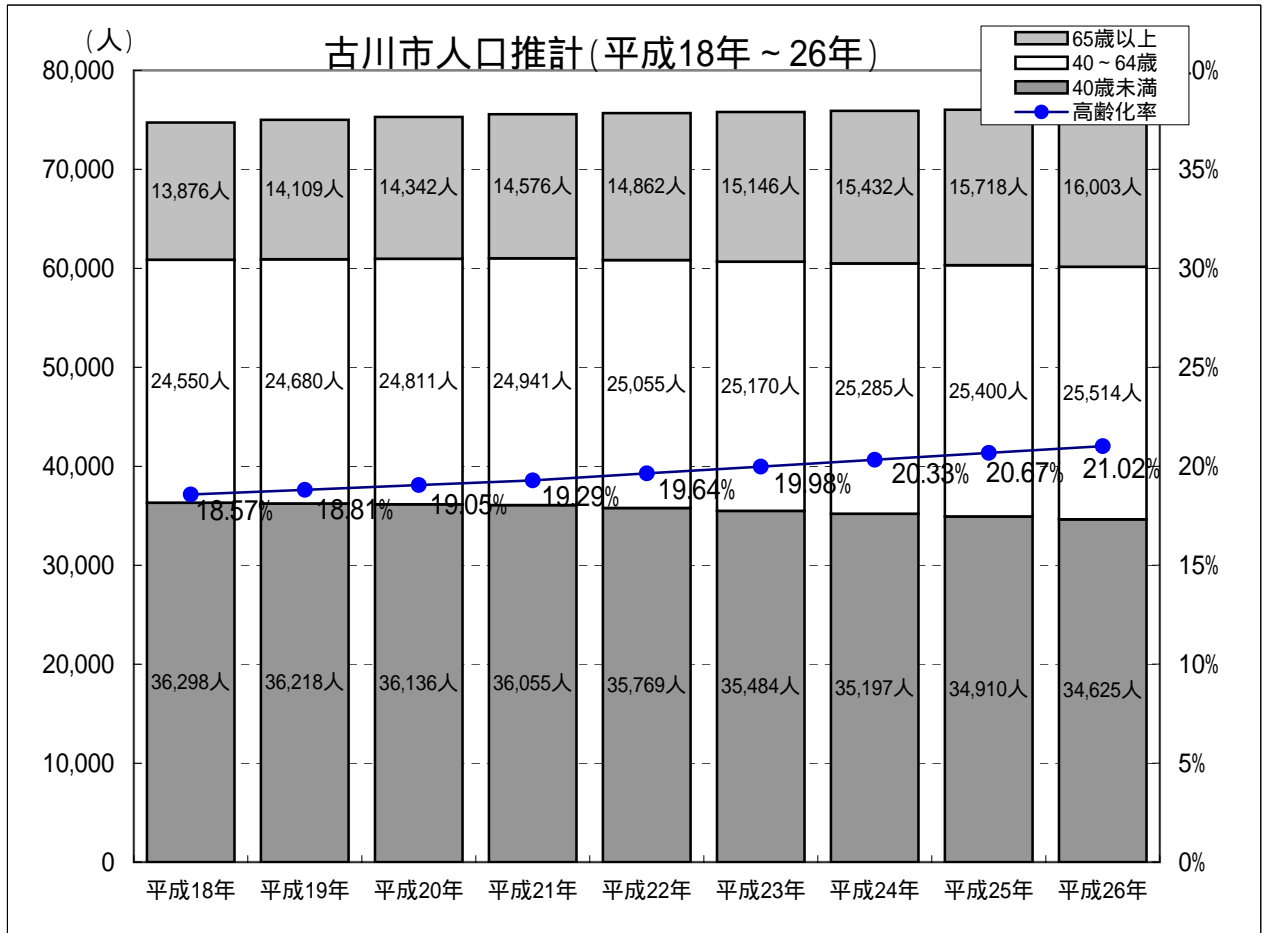
(7) 人口推計について

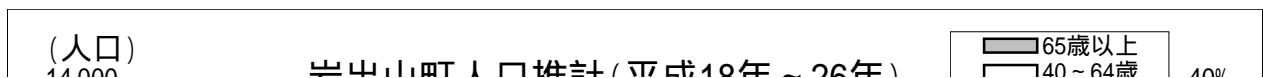
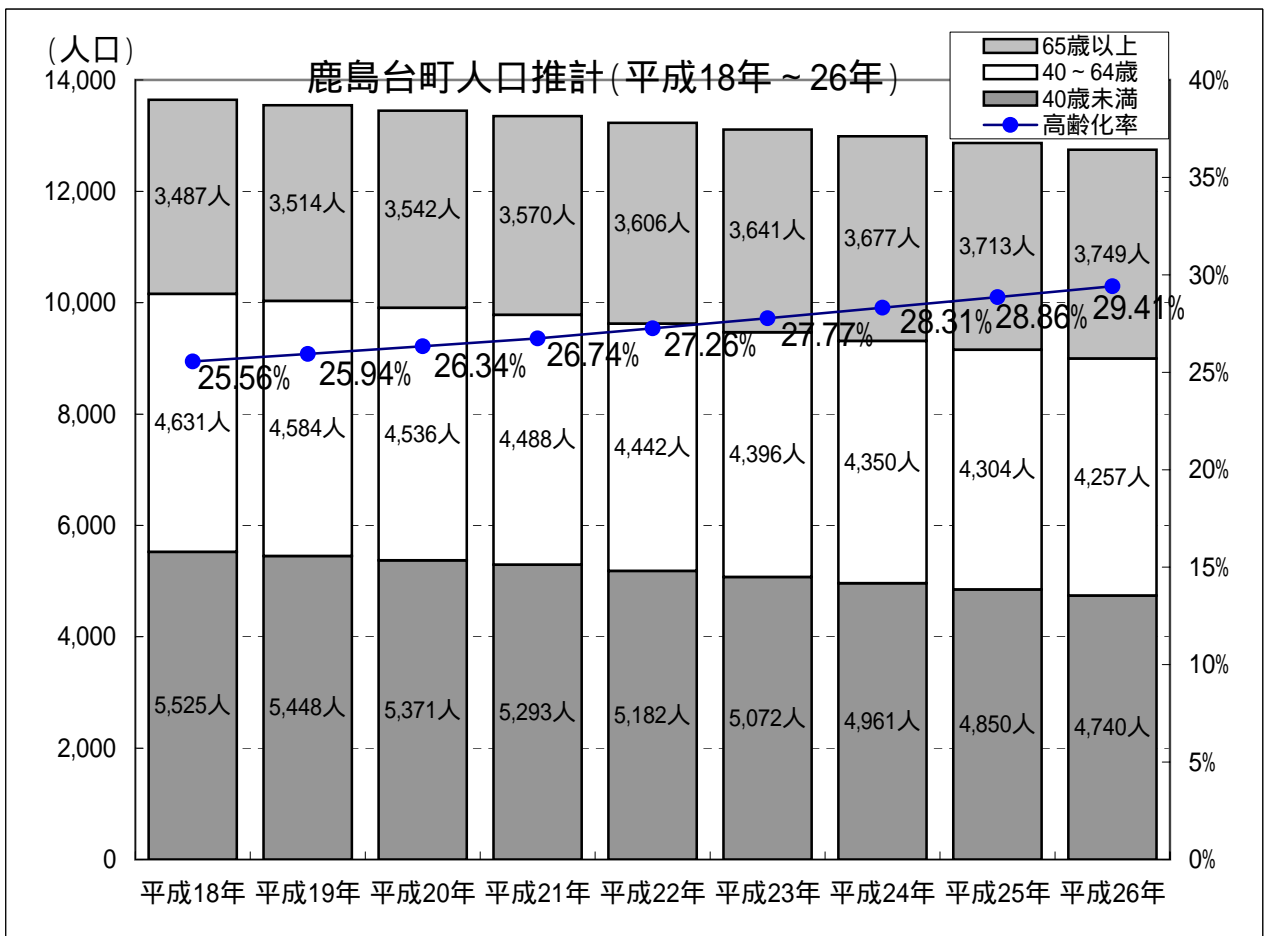
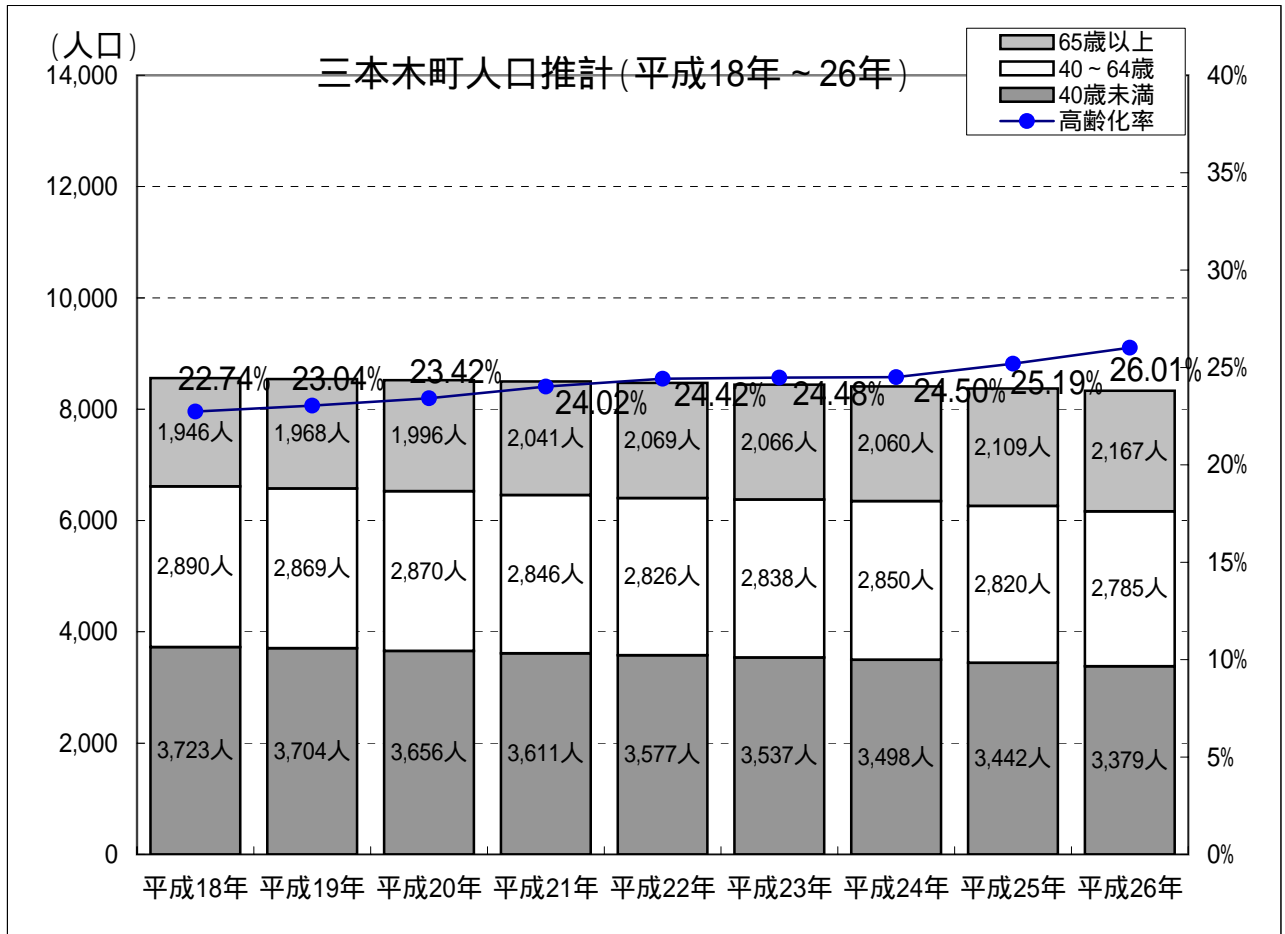
(7) 人口推計について

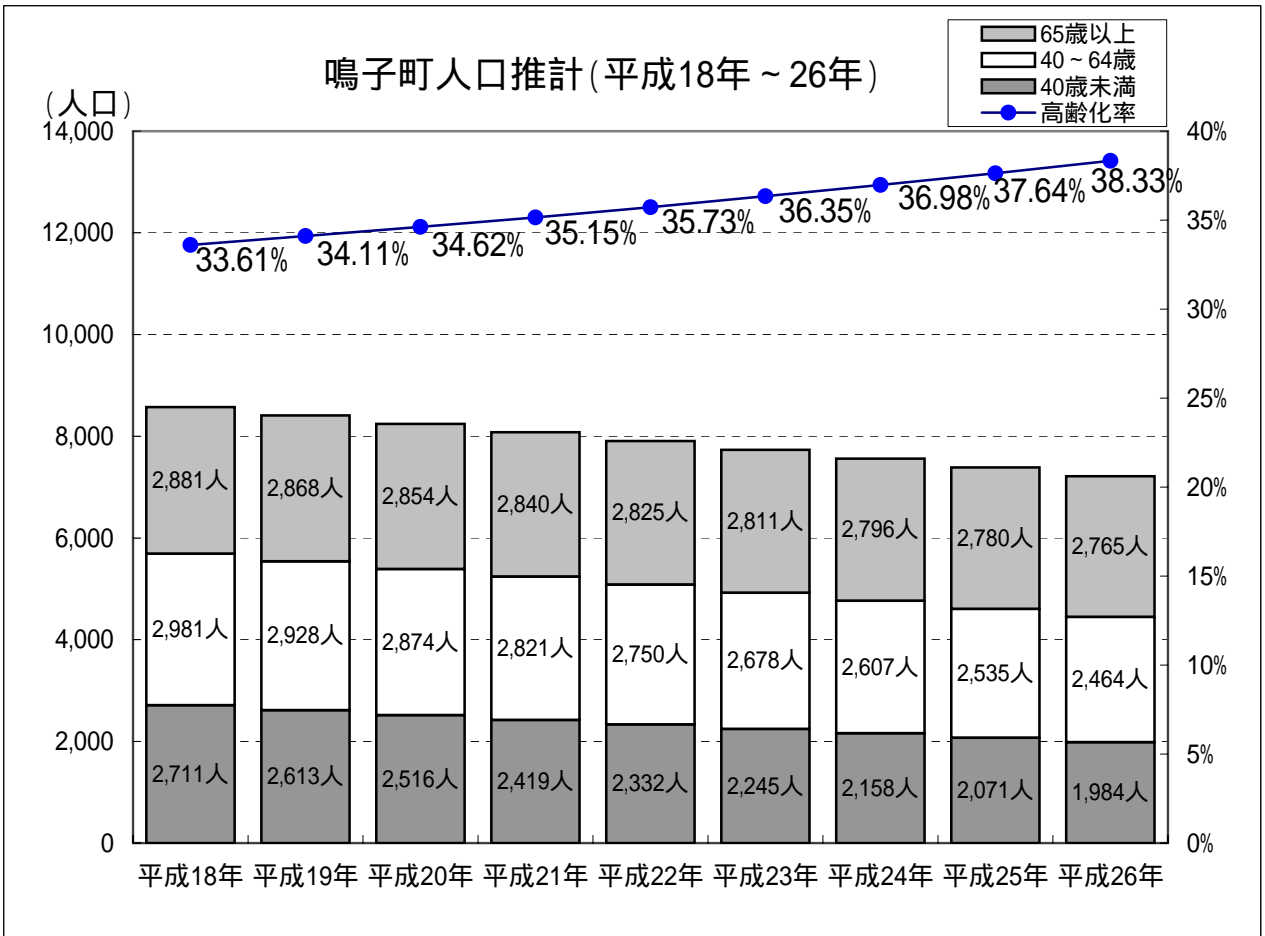
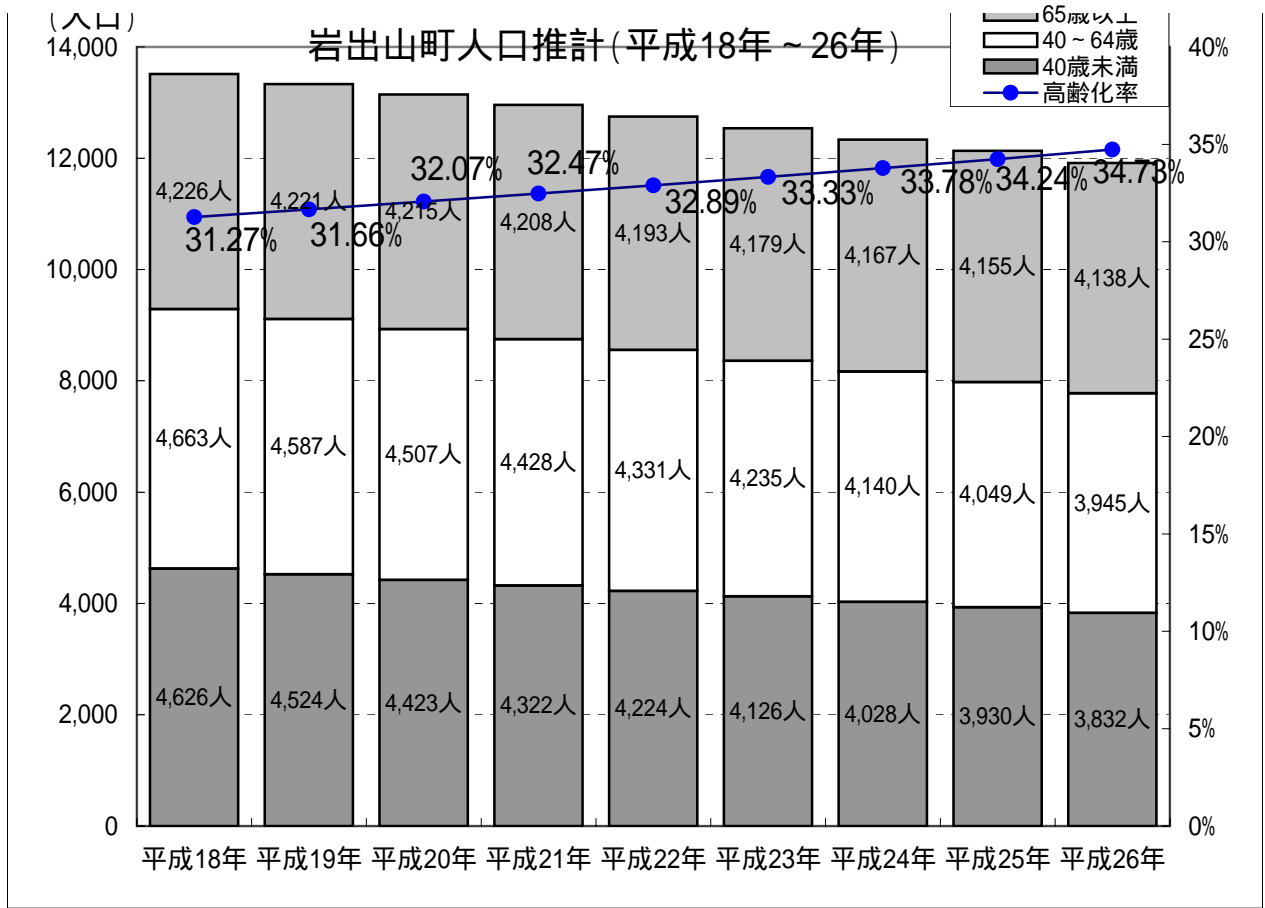


平成11年10月1日と平成16年10月1日の住民基本台帳数値を基に、第2期介護保険事業計画作成時に国から配布された「市町村(保険者)人口推計ソフトウェア」を使用し、コーホート要因法により推計したもの。

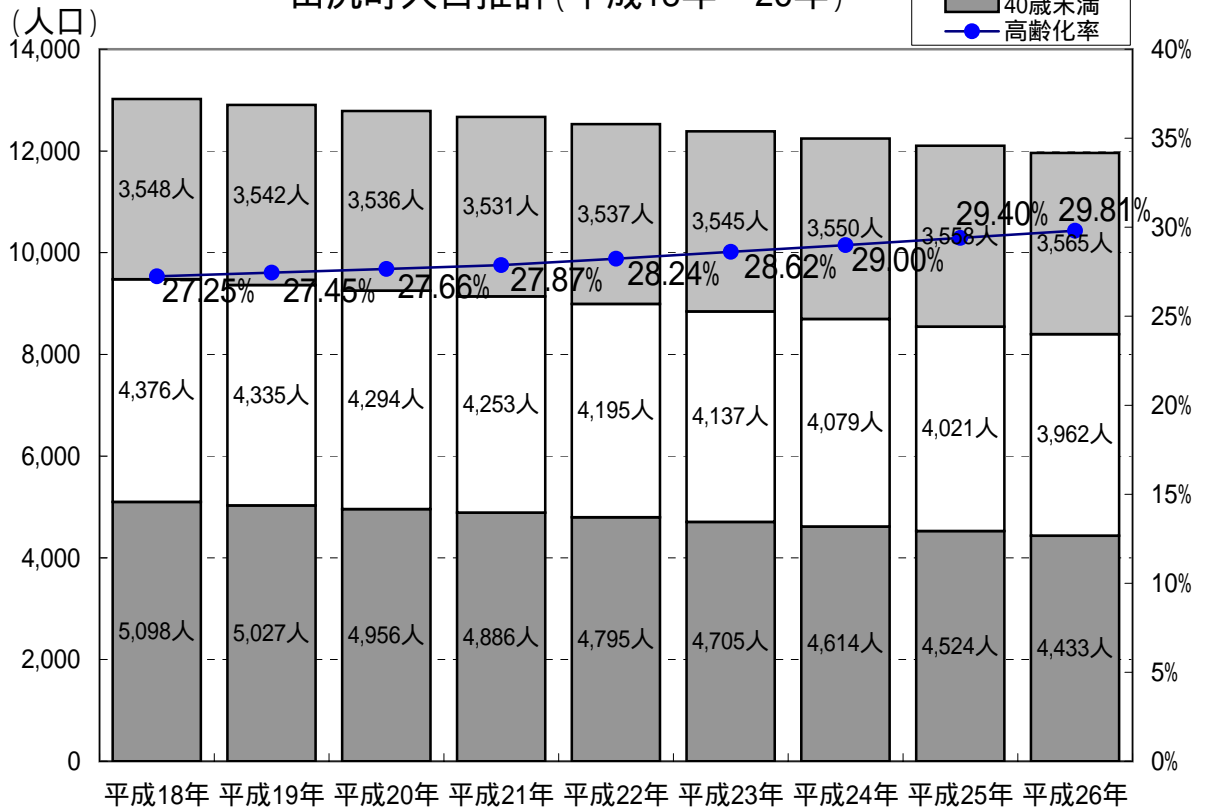
推計値は、各年10月1日時点のもの。







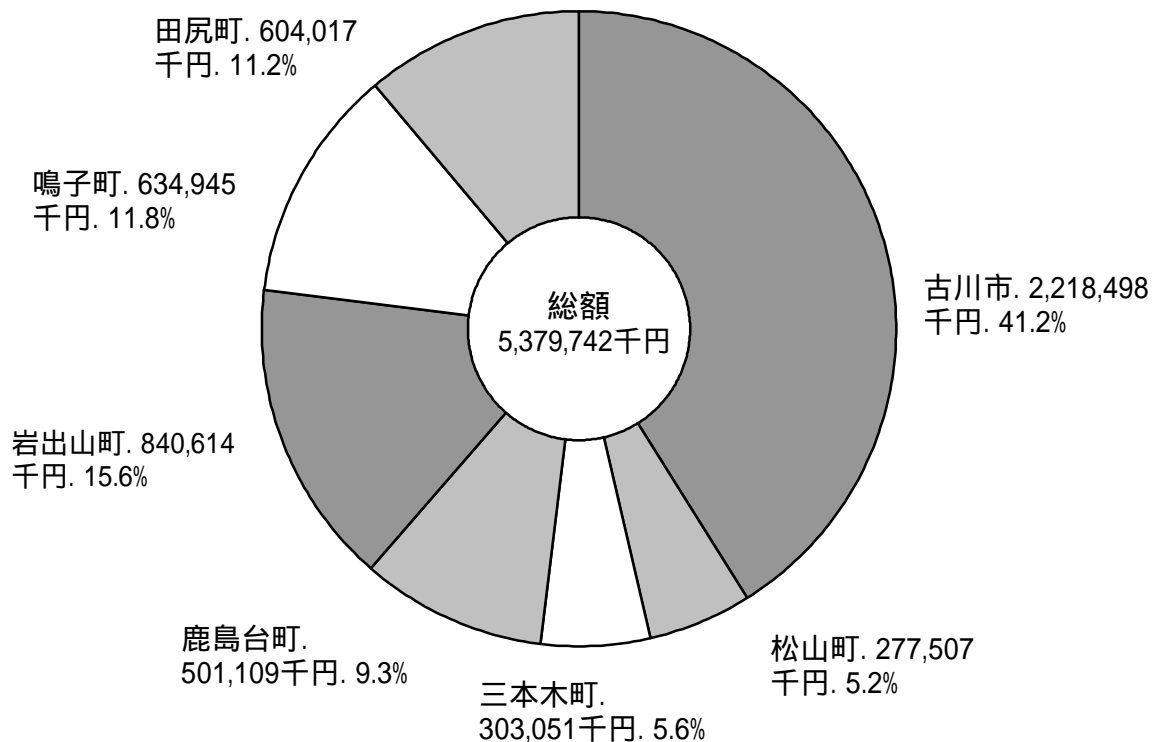
田尻町人口推計(平成18年～26年)



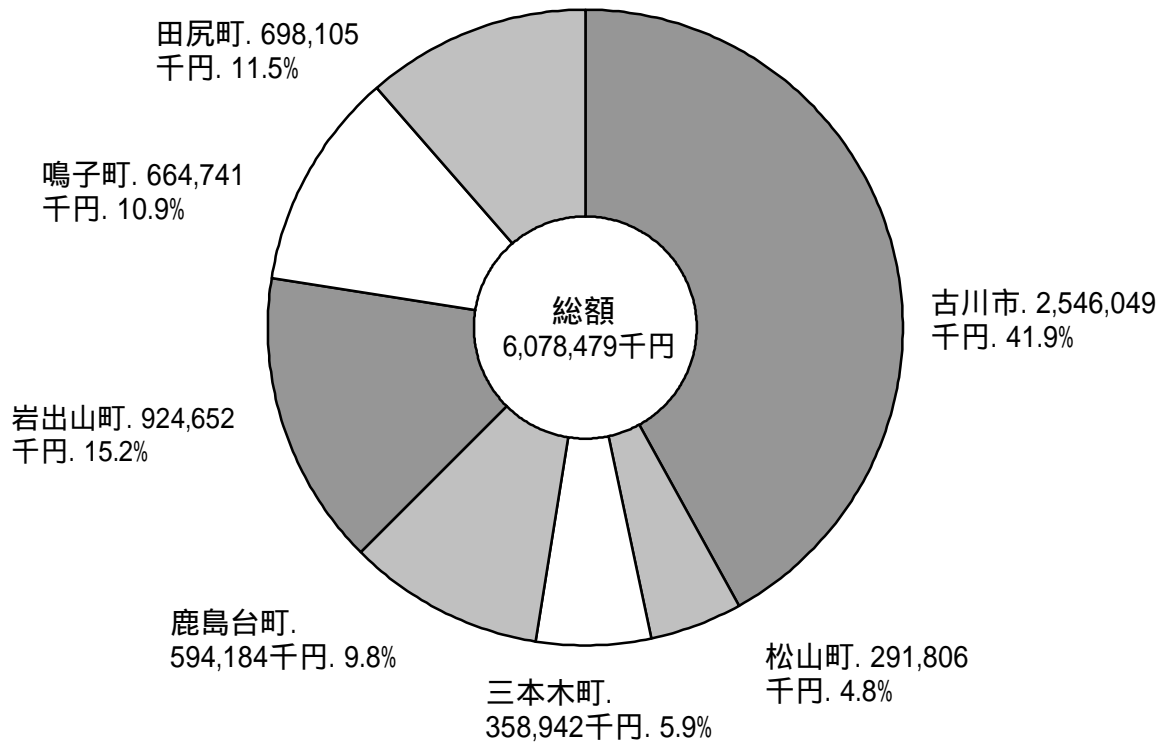
6 協議事項

(8) 介護給付費の現状について

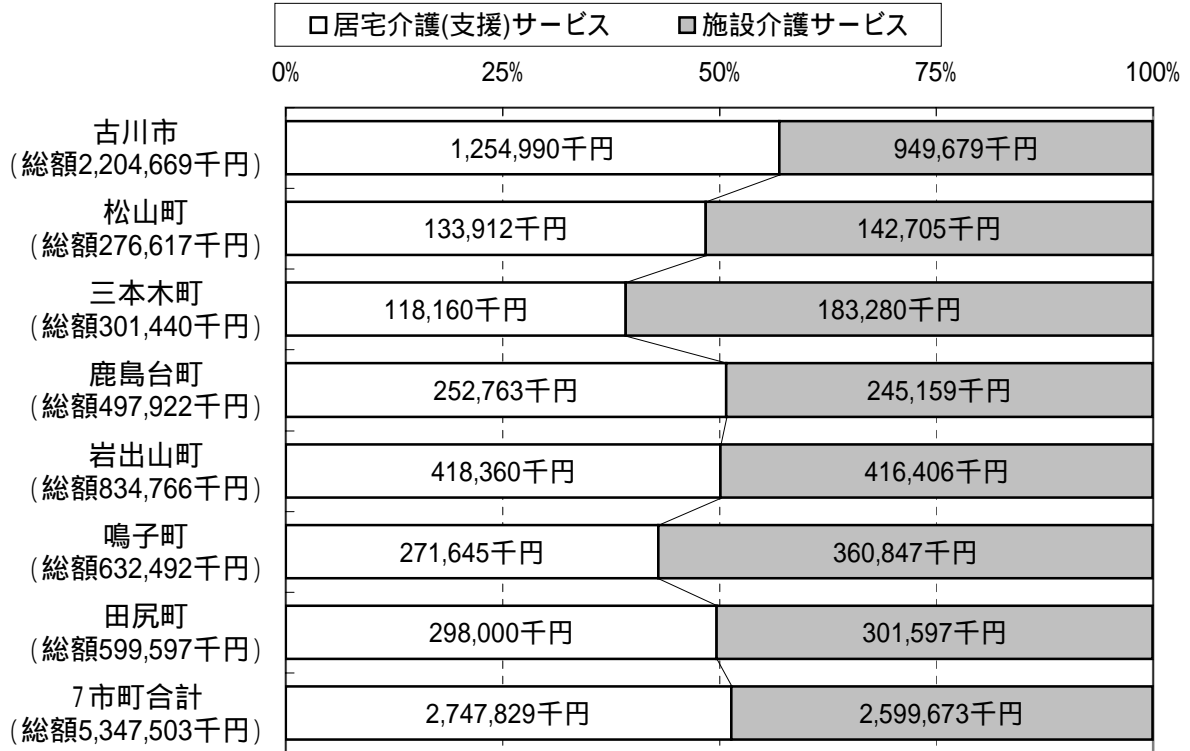
各市町の介護保険給付費の状況(平成15年度)



各市町の介護保険給付費の状況(平成16年度)

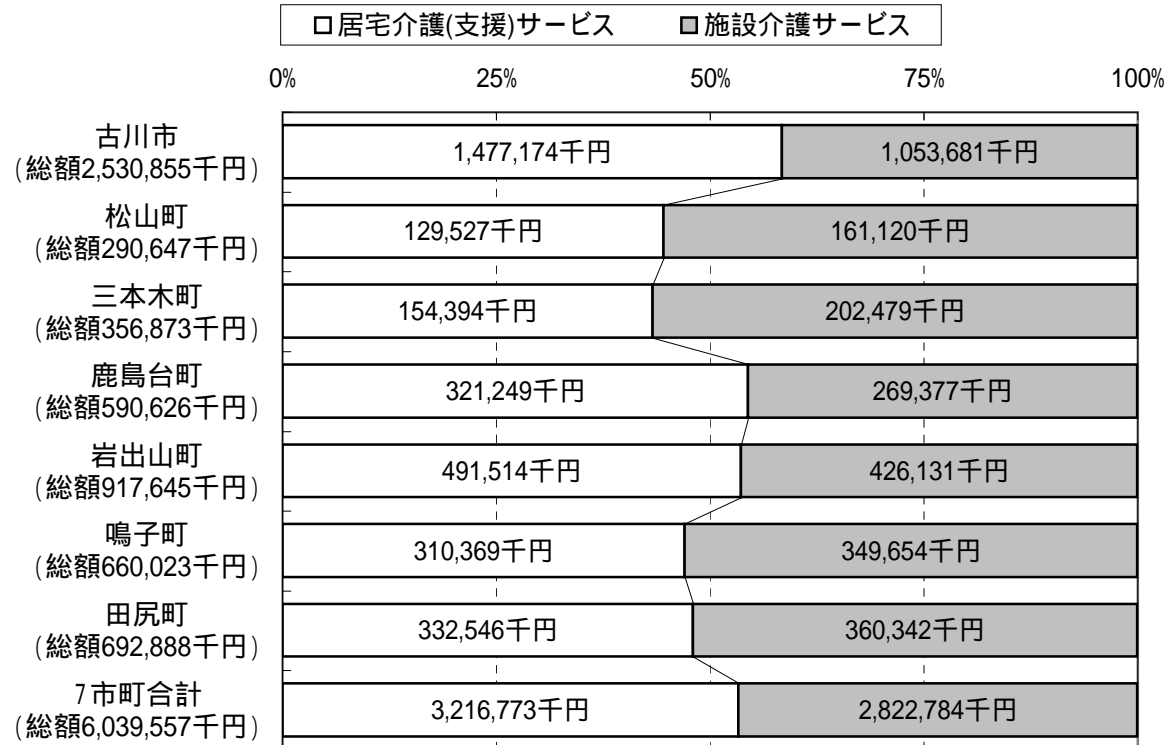


各市町の居宅介護と施設介護の介護保険給付比率(平成15年度)



高額介護サービス費と審査支払手数料を除く。

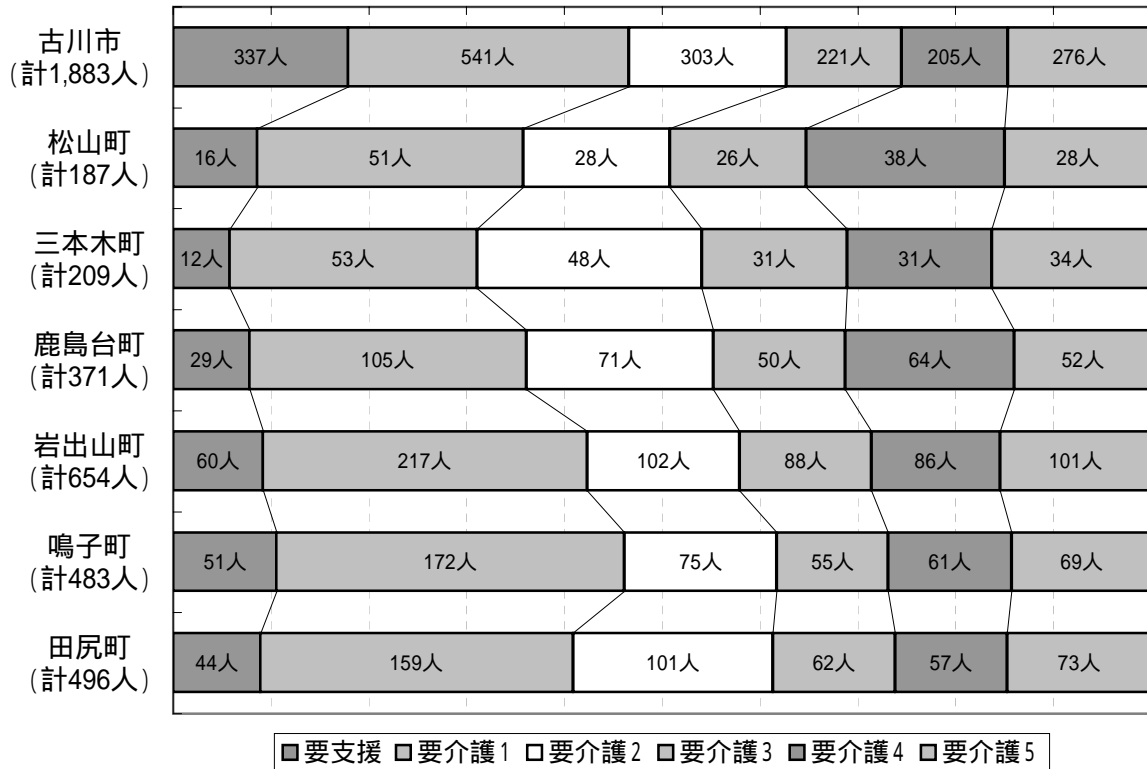
各市町の居宅介護と施設介護の介護保険給付比率(平成16年度)



高額介護サービス費と審査支払手数料を除く。

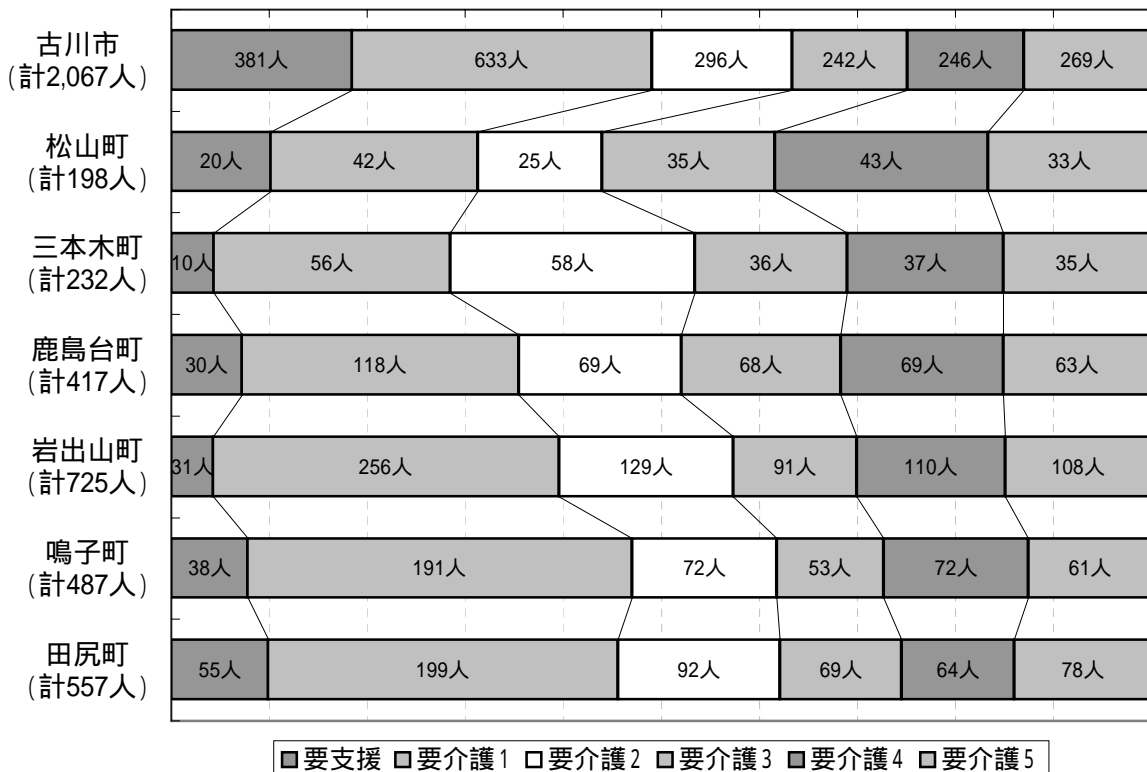
各市町の要介護(要支援)認定者の状況(平成15年)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

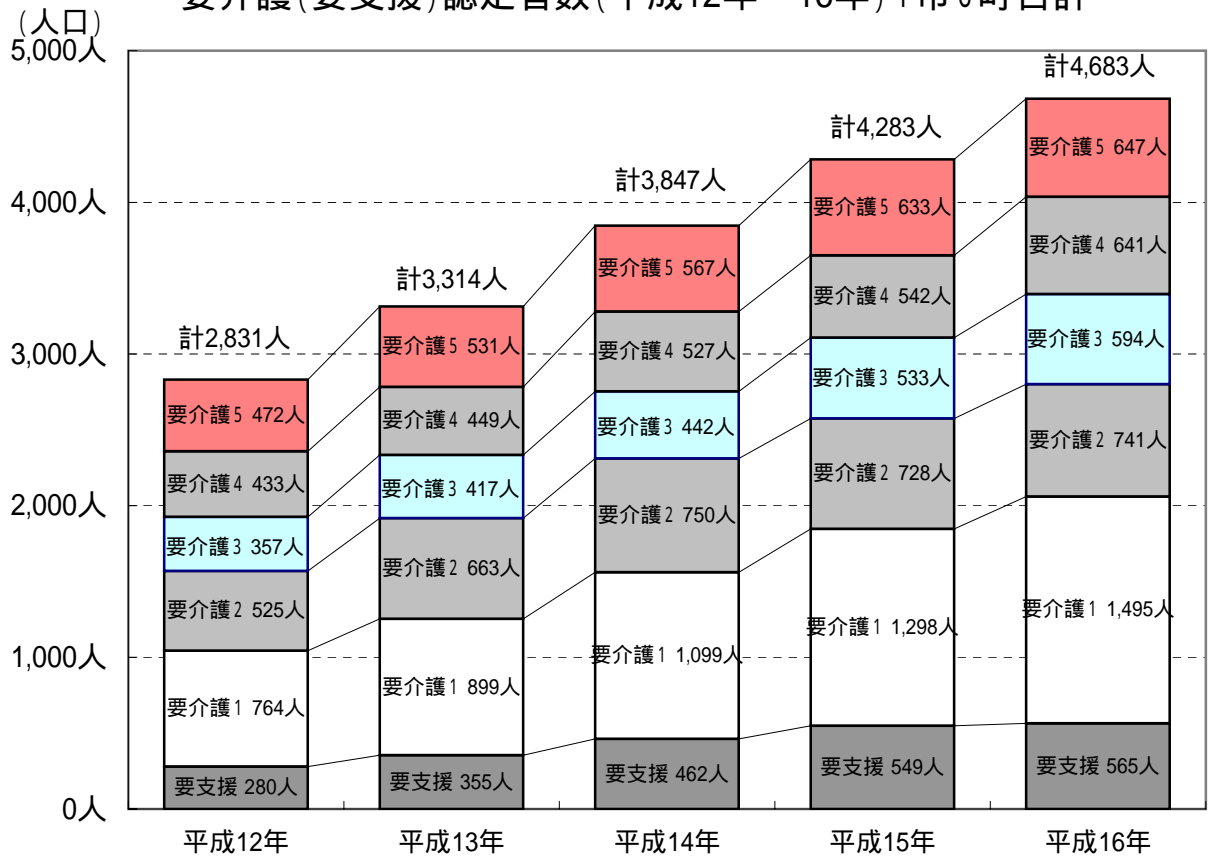


各市町の要介護(要支援)認定者の状況(平成16年)

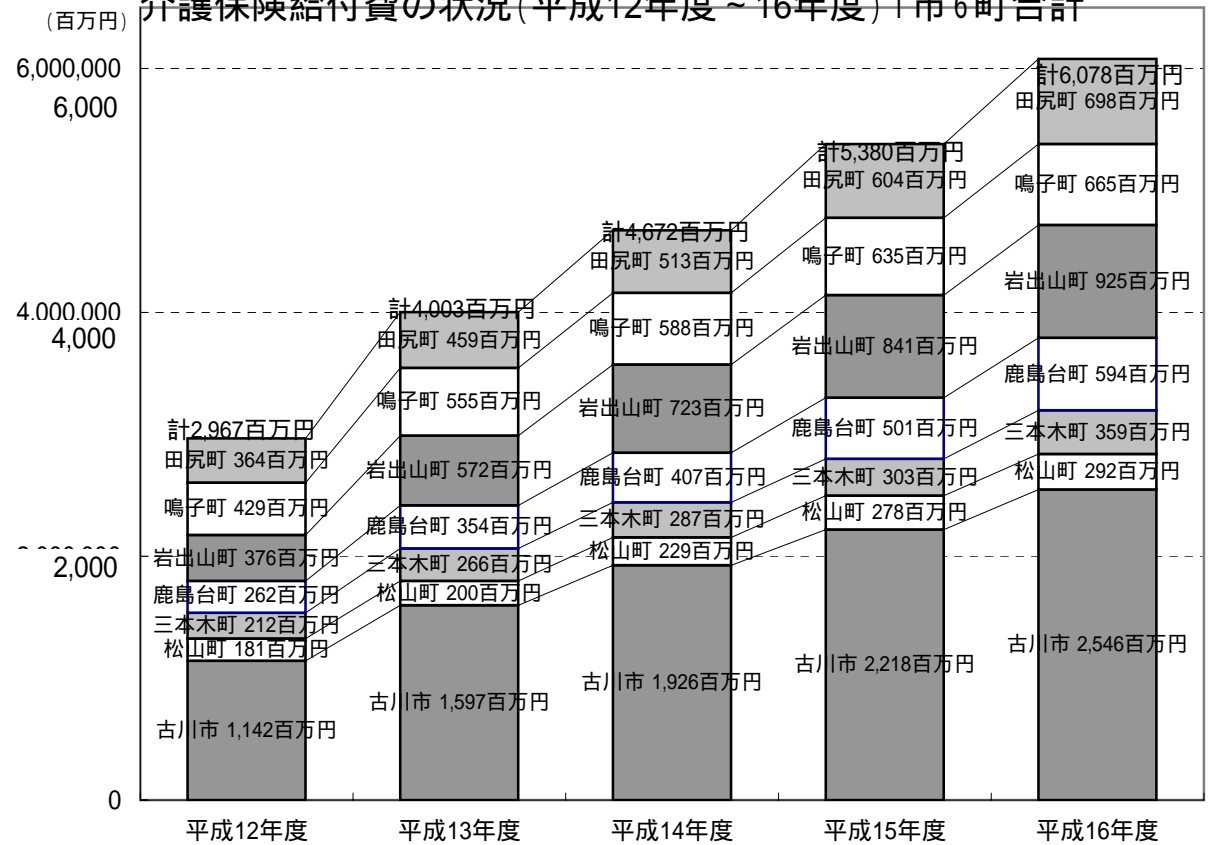
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



要介護(要支援)認定者数(平成12年～16年)1市6町合計



介護保険給付費の状況(平成12年度～16年度)1市6町合計



(9) 次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

- 1 開催日時 平成17年9月 日(曜日) 時 分から

- 2 開催場所 宮城県古川合同庁舎